



平成 24 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 益 子 修
コート番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(Tel. 03-6852-4206)

訴訟の判決に関する上告のお知らせ

当社が平成 24 年 7 月 4 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にて開示しております訴訟の控訴審判決について、上告が行われましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 上告が提起された裁判所及び年月日
 - (1) エジプト・アラブ共和国内裁判所
 - (2) 平成 24 年 7 月 21 日 (※)

(※) 当社は上告に関する何らの書類の送達も受けておりませんが、7 月 21 日付で申し立てられた上告について、エジプト現地において公示送達類似の方法により 8 月 15 日付で送達の効力が発生していたことを確認した旨の連絡を、8 月 29 日に当社代理人弁護士から受けたため、ここに開示するものです。

2. 上告を提起した者
 - (1) 商号 MASRIA Co., Ltd
 - (2) 本店所在地 3A Ramsis St., Maarouf Building, Cairo, Egypt
 - (3) 代表者 Sayed Sayed Mohamed El-Rawas, Chairman

3. 訴訟の原因及び上告されるに至った経緯

MASRIA Co., Ltd (以下、原告) は、当社のエジプトにおける旧販売会社ですが、当社は、原告との販売店契約の規定に従い契約期間満了日 (平成 22 年 7 月 20 日) をもって、同契約を終了する旨の通知を行いました。

これに対し、原告は、当社の解約通知を合理的根拠のないものとして、平成 22 年 2 月 20 日付にてエジプト・アラブ共和国内裁判所に、販売店契約の期間延長又は、これが認められない場合の予備的請求として 9 億 USD の損害賠償を請求する訴訟を提起しました。

平成 22 年 10 月 26 日に第一審裁判所、平成 24 年 7 月 3 日に控訴審裁判所がそれぞれ原告の訴えを却下する旨の判決を下しておりますが、今般、原告より控訴審判決を不服とする上告を提起されるに至ったものです。

4. 今後の見通し

当社による解約通知は契約に従ってなされた合法的なものであり、原告の請求内容には合理性がないことなどから、現時点において当社は、本訴訟は当社の業績に重大な影響を及ぼすものではないと判断しております。当社は、上告審においても引き続き当社主張の正当性を立証していく方針であります。

以上